成年後見制度活用フローチャート

令和7年12月改訂版

各種相談　⇒　アセスメント　⇒　生活上の課題整理　※確認ポイント(別紙１）参照
※権利擁護支援検討調査票（別紙2）を作成

契約行為・財産管理等の課題　あり

契約行為・財産管理等の課題　なし

◎権利擁護支援の検討

権利擁護支援検討調査票（別紙2）を作成し、
関係者によるケース会議

※　日常生活自立支援事業検討が見込まれる場合
日常生活自立支援事業担当者も参加

※　判断に迷う場合は鎌倉市成年後見センターへ相談

・特定の人を候補者としたい。
・候補者と報酬を含む条件面で合意している。

→ 任意後見制度の利用

→ 他制度・福祉サービス等の利用
（別紙3参照）

→ 日常生活自立支援事業の利用

成年後見制度の利用へ

１　申立人の検討

本人申立て	親族申立て	市長申立て
本人が・・・ ☐申立てを行う判断能力を有している ☐申立ての必要性が理解できる ☐申立ての意思がある ☐申立ての手続きを進めることができる (代理申立利用・申立支援する場合も含む)	4親等内の親族が・・・ ☐いることがわかっている ☐本人の状況を把握できる ☐申立の必要性が理解できる ☐申立の意思がある ☐申立ての手続きを進めることができる (代理申立利用・申立支援する場合も含む)	支援できる親族が不在 担当課 ・65歳以上→高齢者いきいき課 ・障害　→障害福祉課

全て☑の場合は本人申立

全て☑の場合は親族申立

２　申立書類作成

①申立人が②以外の申立書類作成方法を検討
弁護士へ代理申立依頼/司法書士へ書類作成依頼/申立人が作成
②支援者が「本人情報シート」作成
→本人情報シートを参考に主治医が「診断書」「鑑定についての照会書」作成
③申立必要書類の収集
※必要書類を確認し、資料の収集について関係者で役割分担する。

２　申立書類作成

担当課が左記②以外の
申立書類を作成

３　成年後見人等候補者の検討

本人の生活状況、特性、解決すべき課題に応じ、適切な候補者を関係機関で検討
※解決すべき課題が難しいと思われる場合は候補者もケース会議に参加してもらい、情報を共有する。
※適切な候補者に迷う場合は、成年後見センターの専門相談等利用
※選任形態＝単独または複数
候補者＝親族または第三者（市民後見人、弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士、税理士、法人等）

４　後見等開始申立

申立書類を家庭裁判所へ郵送　⇒　家庭裁判所による調査・審問・鑑定　⇒　審判　⇒　審判確定・登記

５　支援チームによる支援

成年後見人等を含めた支援チームにより、本人の支援を行います。